

総合心療センターひなが 院内感染対策委員会規定

(設置)

第1条 本院に院内感染対策委員会（以下委員会という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は病院の感染管理を目的とし、その具体案を検討、立案すると共に、その決定により対策を実施する。

(権限)

第3条 委員会は病院の感染管理の方針を決定する機関として機能し、院長より一定の権限を委譲されるものとする。

(構成)

第4条 委員は、院長、看護部長 および、医局、検査科、薬剤科、看護部、栄養科、総務課、医事会計課、リハビリテーション部、医療安全管理室より各1名以上を選任する。

2 委員会には委員長1名を置き、必要に応じ副委員長を置くことができる。

(任命)

第5条 委員会の委員長、副委員長及び委員は、病院長が任命する。

(職務)

第6条 委員長は、委員会を総括し、月に一回定期的に委員会を召集する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 検査科は、月1回程度実施する病棟内の微生物学的検査の状況を、委員会に報告する。

4 委員会は啓発活動として年2回、感染対策の研修会を開催する。

(決議)

第7条 議決権をもつ委員の過半数が会議に出席し、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めたときは委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事内容は病院長に報告し、議事録は医療安全管理室がこれを保管する。

(付則)

本規定は平成7年5月1日より実施する。

改訂日 平成18年4月1日

平成25年2月21日

平成25年8月30日

平成26年4月25日